

入札心得書

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札に参加しようとするものは、その者の見積に係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納めなければならない。
但し、今回の場合は、大刀洗町財務規則第98条1項2号により、入札保証金を免除する。
- 3 入札の回数は、再度入札も含めて1回限りとする。ただし、8に該当する場合は再度入札に参加できない。
- 4 入札者の内、予定価格以内で最低価格の入札者を落札者と定める。但し、同価格の入札者があったときは、くじによって落札者を定める。
なお、最低制限価格を設けた場合は、その価格を下らない最低価格の入札者を落札者とする。
- 5 入札書は、本人提出とする。但し、代理人のときは委任状を提出し、入札書には会社名、代表者名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印すること。
- ~~6 入札者は、1回目入札金額に対応する内訳明細書を作成し、入札書と併せて提出すること。~~
- 7 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退することができる。
- 8 入札が次の各号の一に該当する場合は、その者の入札を無効とする。
(1)参加資格のない者のした入札書、(2)同一人がした2以上の入札書、(3)入札者が協定してした入札書、(4)金額その他記載事項が明らかではない入札書、~~(5)工事費内訳書の提出がないもの、(6)最低制限価格に満たない価格で入札した者、~~(7)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- 9 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札に記載すること。
- 10 落札者は落札決定後原則として、7日以内に契約を締結しなければならない。
- 11 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約条項第4条により納めなければならない。
- 12 落札者は、契約書の提出と同時に、課税(免税)事業者届出書を提出すること。
- 13 落札者は、契約書の提出と同時に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書を提出しなければならない。
- 14 契約金額50万円以上のものについて、保証事業会社の保証があるときは、予算の範囲内で契約金額の3/10以内(原則千円未満切捨て)の前金払を請求することができる。
- 15 以上のほか、大刀洗町財務規則その他の入札に関する法令を守るとともに、町の指示に従わなければならない。